

平成 19 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 和 銀 行
代表者名 取締役頭取 吉永 國光
(コード番号 8558 東証 1 部)
問合せ先 総合企画部長 角山 雅典
(電話番号 027 - 234 - 1111)

業務改善命令に対する業務改善計画の提出について

当行は、平成 19 年 10 月 12 日付の業務改善命令に基づき、本日、関東財務局長に「業務改善計画」を提出いたしました。

本件に関しましては、日頃から当行を信頼し、ご支援とご愛顧をいただいておりますお客様、株主様、並びに関係する皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当行は、今般の業務改善命令を厳粛に受け止め、今回策定いたしました「業務改善計画」を着実に実行することにより、責任ある経営管理態勢の確立を図るとともに、法令等遵守態勢の一層の充実・強化に向け、役職員一丸となって取組んでまいります。

なお、「業務改善計画」の要旨は別紙のとおりです。

以 上

業務改善計画 (要旨)

平成19年11月12日

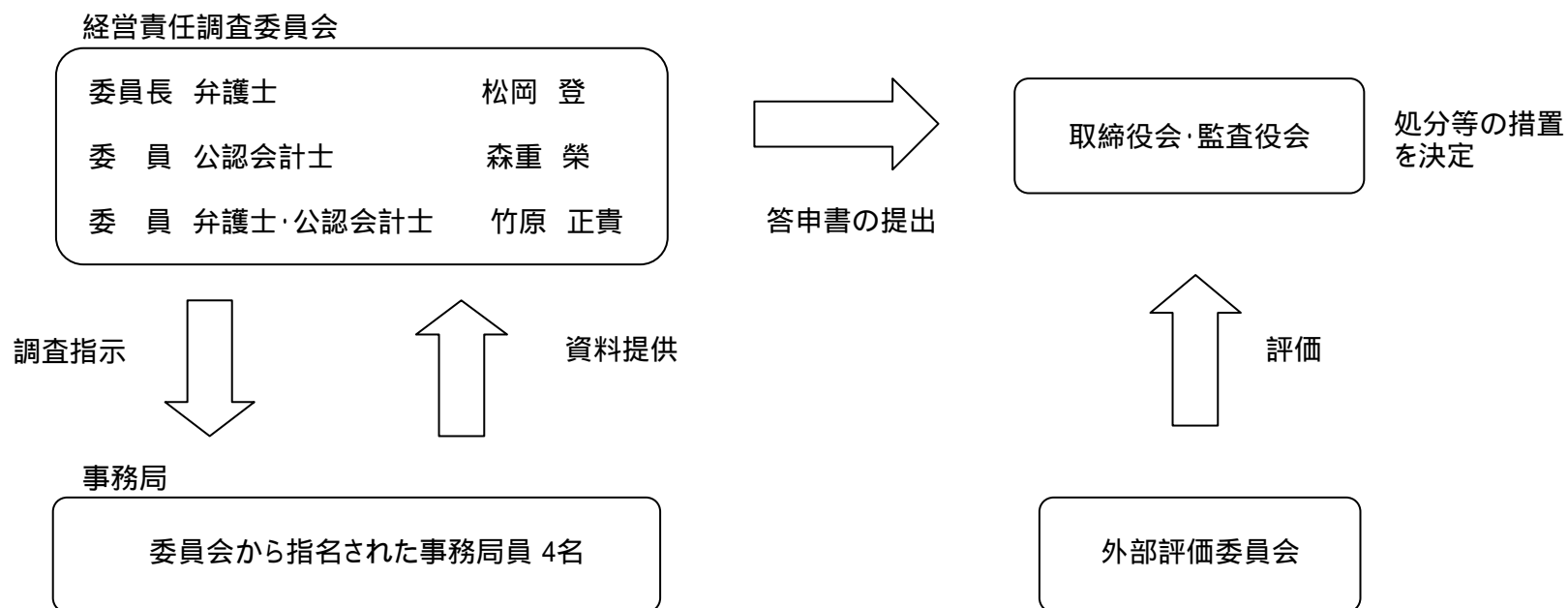
株式会社 東和銀行

1. 経営管理及び法令等遵守に係る問題の原因となった経営責任の明確化

業務改善命令を受ける事態に至った経緯と要因を踏まえ、その経営責任の所在について、公正・中立的な立場から客観的に調査・究明し、明らかにするため、弁護士・公認会計士の社外の第三者である3名の委員からなる「経営責任調査委員会」を平成19年10月24日に設置いたしました。

同委員会は、今後月2回程度開催される予定であり、当行ではこの調査結果の答申に基づき、厳正な処分等の措置を行うとともに、適切な改善措置を講じてまいります。

なお、取締役会、監査役会の処分の決議、改善措置の適切性につきましては、別途設置する「外部評価委員会」の評価を受け、より客観性を高めてまいります。



2. 取締役会や監査役会による経営監視・牽制が適正に機能するための組織・体制の抜本的改革及び早期構築

取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定に当り、取締役の発言は対等であり、実質的かつ活発な論議により取締役会を開かれた意思決定機関とすることを、全取締役の総意として宣言いたします。

(1) 取締役会の相互牽制機能の発揮と意思決定プロセスの透明化

取締役会のスリム化

取締役の人員は、少数化により取締役会で実質的かつ活発な論議ができる体制を確立するため、平成19年6月28日以降、前年度の12名から2名減員し、計10名となっております。

社外取締役の選任

取締役会における意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、取締役会の監視機能を強化するため、平成19年6月28日付で弁護士である社外取締役1名を選任しております。

取締役の任期

取締役の経営責任の認識強化及び経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期を就任後2年内から1年内に短縮することといたします。

取締役候補選任における透明性の確保

取締役候補の選任に際しては、その適格性について常務会、取締役会で十分な審議を行い選任してまいります。なお、その選任過程につきまして、外部評価委員会の評価を受け、客観性・透明性を高めてまいります。

(2) 監査役会の取締役会への監視機能強化

監査役会は、常勤2名、非常勤2名の現行の4名体制とし、独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、当行の健全で持続的な成長を確保することが基本責務であることを認識し、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時講じ、経営監視体制の強化を図ります。

監査役室の設置

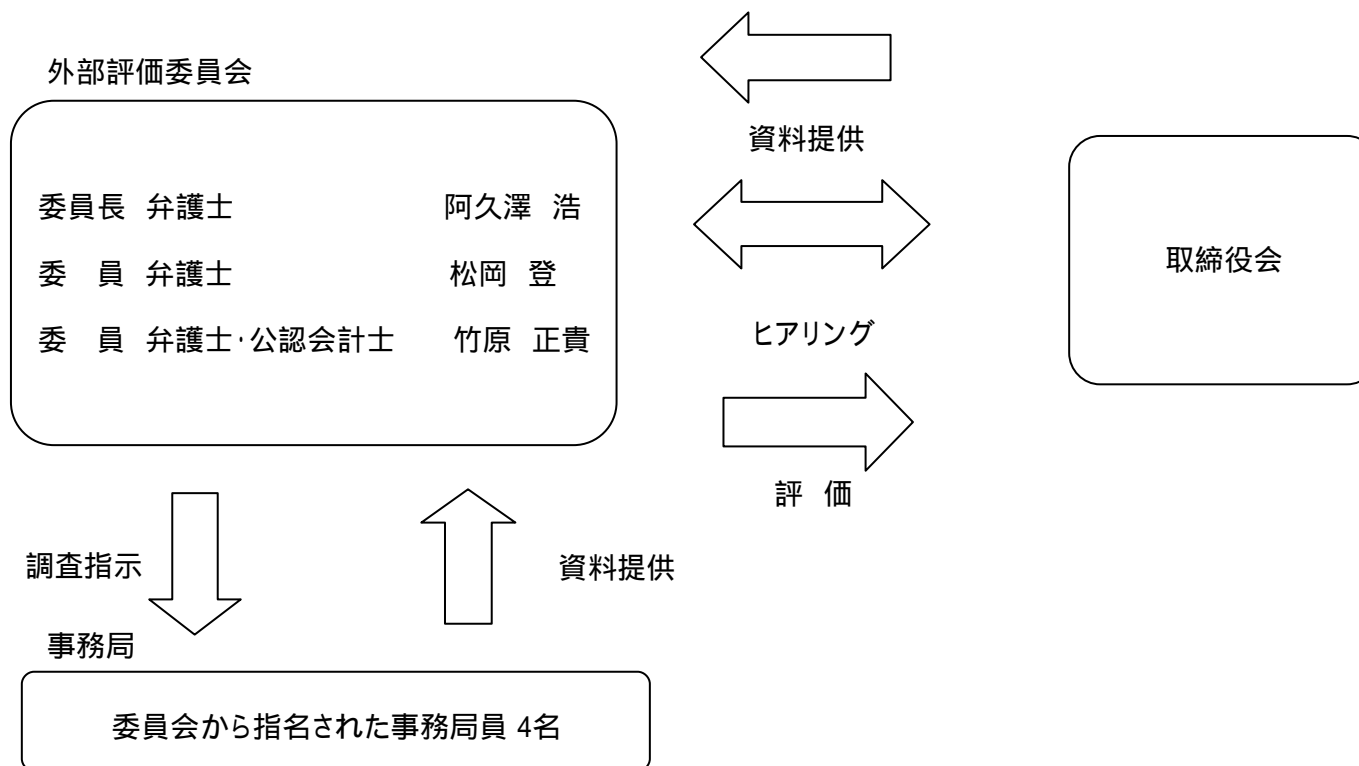
監査役会の下部組織として監査役室を設置し、代表取締役の指揮命令から独立した監査役補助要員を置き、取締役の職務執行状況の監視強化を図り、その実効性を高めてまいります。

監査役候補者の選任

今後の常勤監査役候補者の選任に当っては、役付取締役経験者や当行との利害関係を有しない社外の第三者の選任を行なうとともに、その適格性について常務会、取締役会で十分な審議を行い選任してまいります。なお、その選任過程につきまして、外部評価委員会の評価を受け、客観性・透明性を高めてまいります。

(3) 外部評価委員会の設置

取締役会や監査役会による経営監視・牽制ならびに経営陣及び全行的な法令等遵守の取組みが適切に機能しているかについて、客観的な評価・助言を得ることを目的に、「外部評価委員会」を平成19年11月9日に設置いたしました。



3. 経営陣が誠実かつ率先垂範して法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化及び全行的な法令等遵守態勢の確立

取締役自身が自らを誠実に、かつ率先垂範して厳しく律するとともに、経営トップが先頭に立ってコンプライアンス重視の全行的な企業風土を醸成してまいります。

(1) 役員倫理規程の制定

役員が高い倫理感を持ち、それぞれの役割と責任を果たす企業風土の構築を図るため、「役員倫理規程」を平成19年10月に制定し、役員の基本態度、禁止行為等を明文化いたしました。これに基づき、役員が率先垂範して法令等遵守に取り組んでまいります。

(2) コンプライアンス委員会の機能強化

経営陣自らが誠実に、かつ率先垂範して法令等遵守に取り組む経営姿勢を明確にするため、コンプライアンス委員会の委員長を頭取とし、コンプライアンス態勢の一層の機能強化を図ってまいります。

(3) コンプライアンス統括部の設置と役割の強化

行内のコンプライアンスに係る問題を一元的に管理・改善するため、平成19年6月にコンプライアンス統括部を新設いたしました。また、取締役会・常務会に付議する全案件について、コンプライアンス統括部による事前のコンプライアンス・チェックを行うなど、機能強化を図ってまいります。

(4) 法令等遵守に係る経営姿勢の全行的周知、法令等遵守意識の全行的醸成

法令等遵守に係る事項を行内報等を通して全役職員に周知・徹底を図ってまいります。

支店長会議等のあらゆる機会を捉え、役員から法令等遵守の重要性について徹底してまいります。

法令等遵守の企業風土醸成と行員のコンプライアンスマインドの高揚を図るため、「コンプライアンス宣言」を制定しております。

SCO(シニア・コンプライアンス・オフィサー)試験の受検を義務化いたしております。

法令等遵守に向けた研修(パート行員含む)を実施しております。

(5) 監査部の独立性の明確化

監査部門が被監査部門に対して十分な牽制機能を発揮するよう、平成19年6月に社則を改定し、監査部が取締役会直轄の独立部署であることを明文化いたしました。

(6) 内部通報制度の活用

行内の自浄作用を高めるため、公益通報者保護法の施行に合わせ平成18年4月1日から「公益通報規程」を制定し、行内及び外部弁護士の2つの通報窓口を設置しております。また、行員誰でもが、いつでも問題事象をコンプライアンス統括部に通報できるよう「法令等遵守状況に関するアンケート」を実施しております。これらの取組みがさらに有効に活用されるよう、通報者の保護に配慮しつつ会議や通達等を通じ、役員・部店長に徹底することにより牽制機能を強化してまいります。

以 上